

エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

- 平成11年3月31日通商産業省告示第190号（廃止・制定）
- 平成12年4月28日通商産業省告示第304号（一部）
- 平成16年1月22日経済産業省告示第8号（一部）
- 平成18年3月29日経済産業省告示第46号（一部）
- 平成18年9月19日経済産業省告示第285号（全部）
- 平成21年5月12日経済産業省告示第180号（全部）
- 平成21年6月22日経済産業省告示第213号（全部）
- 平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）
- 平成28年3月28日経済産業省告示第60号（一部）
- 平成29年3月28日経済産業省告示第54号（一部）
- 平成31年3月29日経済産業省告示第68号（一部）
- 令和元年7月1日経済産業省告示第46号（一部）
- 令和4年5月31日経済産業省告示第128号（一部）

1 判断の基準等

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第2号に掲げるエアコンディショナー（以下「エアコンディショナー」という。）の製造又は輸入を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（以下「家庭用エアコンディショナー」という。）のうち直吹き形で壁掛け形のもの（1の室外機に2以上の室内機を接続するものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。以下同じ。）であって冷房能力が4.0キロワット以下のものにあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表

区 分			基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	区分名	
3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	A	5.8
	寸法フリータイプ	B	6.6
3.2キロワット超4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	C	4.9
	寸法フリータイプ	D	6.0

備考 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

(2) 製造事業者等は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和10年4月1日に始まり令和11年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（ただし、直吹き形で壁掛け形のもの（冷房能力が4.0キロワット超のものに限る。）にあつては、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するもの）にあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第2表

区 分	基準エネ
-----	------

ユニットの形態	冷房能力		区分名	ルギー消費効率
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0キロワット超5.0キロワット以下	E	5.5	
	5.0キロワット超6.3キロワット以下	F	5.0	
	6.3キロワット超28.0キロワット以下	G	4.5	
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2キロワット以下	H	5.2	
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	I	4.8	
	4.0キロワット超28.0キロワット以下	J	4.3	
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	K	5.4	
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	L	5.4	
	7.1キロワット超28.0キロワット以下	M	5.4	

備考 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

(3) 製造事業者等は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する業務の用に供するために製造されたエアコンディショナーにあっては、3(2)に定める通年エネルギー消費効率を第3表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下2桁を切り捨てた小数点以下1桁で表した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。

第3表

形態及び機能	区 分			基準エネルギー消費効率又はその算定式
	室内機の種類	冷房能力	区分名	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	aa	$E=6.0$
		3.6キロワット以上 10.0キロワット未満	ab	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット以上 20.0キロワット未満	ac	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	ad	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6キロワット未満	ae	$E=5.1$
		3.6キロワット以上 10.0キロワット未満	af	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット以上 20.0キロワット未満	ag	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	ah	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの	10.0キロワット未満	ai	$E=5.7$	
	10.0キロワット以上 20.0キロワット未満	aj	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	
	20.0キロワット以上 40.0キロワット未満	ak	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	
	40.0キロワット以上 50.4キロワット以下	al	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	

室内機が床置きでダクト接続形のものと及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	am	E=4.9
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	an	E=4.9
	ダクト形	20.0キロワット未満	ao	E=4.7
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	ap	E=4.7

備考1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位 キロワット）

(4) 製造事業者等は、目標年度（令和9年4月1日に始まり令和10年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（ただし、直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）又はマルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するものにあつては、目標年度（令和11年4月1日に始まり令和12年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するもの）にあつては、3(3)に定める通年エネルギー消費効率を第4表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁で表した数値をいう。ただし、区分名「Ⅲ」であつてその基準エネルギー消費効率が6.6以上又は5.3以下の場合は、それぞれ、6.6又は5.3とし、区分名「Ⅳ」であつてその基準エネルギー消費効率が6.2以上又は4.9以下の場合は、それぞれ、6.2又は4.9とする。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。

第4表

ユニットの形態	区 分			基準エネルギー消費効率又はその算定式
	冷房能力	仕様	区分名	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	I	E=6.6
		寒冷地仕様のもの	II	E=6.2
	2.8キロワット超 28.0キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	III	$E=6.84-0.210 \times (A-2.8)$
		寒冷地仕様のもの	IV	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2キロワット以下	—	V	E=5.4
	3.2キロワット超 4.0キロワット以下	—	VI	E=5.0
		4.0キロワット超 28.0キロワット以下	—	VII
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	—	VIII	E=5.6
	4.0キロワット超 7.1キロワット以下	—	IX	E=5.6
		7.1キロワット超 28.0キロワット以下	—	X

備考1 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

2 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に

係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）」別表第10に規定する地域の区分のうち、1、2、3又は4の地域をいう。

3 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様を全て満たすものをいう。

① 積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

② 日本産業規格B8615-1(2013)暖房極低温（－7度）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③ 日本産業規格C9612(2013)解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（－15度以下）で日本産業規格B8615-1(2013)6.3.5の運転性能要求事項を満たすもの。

4 E及びAは次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率（単位 通年エネルギー消費効率）

A:冷房能力（単位 キロワット）

1-2 判断の基準の特例

1-1(4)において、基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下「未達成区分」という。）を有する場合であって、各区分の3(3)に定める通年エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値が、各区分の基準エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第4表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。ただし、令和9年度（令和9年4月1日に始まり令和10年3月31日に終わる年度をいう。）又は令和10年度（令和10年4月1日に始まり令和11年3月31日に終わる年度をいう。）においては、第4表の左欄に掲げる区分名「I」から区分名「IV」までにおいて3(3)に定める通年エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値が、各区分の基準エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第4表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

2 表示事項等

2-1 表示事項

エアコンディショナー（家庭用エアコンディショナーを除く。）のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分名

ハ 冷房能力

ニ 冷房消費電力

ホ 暖房能力

ヘ 暖房消費電力

ト 通年エネルギー消費効率

チ 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げる冷房能力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する冷房能力の試験方法（温度条件はT1とする。）により測定した冷房能力の数値をキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、冷房能力の95分の100以下とすること。

(2) 2-1のホに掲げる暖房能力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する暖房能力の試験方法（温度条件は標準とする。）により測定した暖房能力の数値をキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、暖房能力の95分の100以下とすること。

(3) 2-1のニに掲げる冷房消費電力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する冷房能力の試験方法（温度条件はT1とする。）により測定した冷房消費電力の数値をワット又はキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、冷房消費電力の110分の100以上とすること。

(4) 2-1のヘに掲げる暖房消費電力は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する暖房

能力の試験方法（温度条件は標準とする。）により測定した暖房消費電力の数値をワット又はキロワット単位で表示すること。この場合において、表示値は、暖房消費電力の110分の100以上とすること。

(5) (1)及び(3)において、ダクト接続形のものについては、定格機外静圧を与えて測定した数値を用いること。

(6) (1)から(4)までにおいて、マルチタイプであって室内機の運転を個別制御するもののうち、1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって測定した数値を用いること。

① 室内機の形態は、使用上最適なものとし、壁掛け形又は四方向カセット形を原則とする。

② 室内機の台数は、室外機に室内機ごとの接続口がある場合はその口数、個別の接続口がない場合には2台を原則とする。

③ 室内機の能力は、その冷房能力の合計と室外機の冷房能力の比が1（1となる組合せがないものは1の間近）となるものを選定する。

④ 28.0キロワット超のものについては室外機に接続する室内機の台数を室外機の能力に応じた台数とする

(7) 2-1の下に掲げる通年エネルギー消費効率、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値を小数点以下1桁まで表示すること。

(8) (1)から(7)までにおいて、定格周波数の違いによって測定される数値に相違が生じる場合には、それぞれの定格周波数ごとに測定された数値を表示するものとする。

(9) 2-1に掲げる表示事項の表示は、消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所にわかりやすく表示すること。

3 エネルギー消費効率の測定方法

(1) 1 (1)及び(2)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格C9612(2005)附属書3に規定する方法により算出した数値とする。ただし、マルチタイプであって室内機の運転を個別制御するもののうち、1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって通年エネルギー消費効率を測定するものとする。

ア 室内機の形態は、壁掛け形を原則とする。

イ 室内機の台数は、室外機に室内機ごとの接続口がある場合はその口数、個別の接続口がない場合には2台を原則とする。

ウ 室外機と室内機の接続は、室外機の呼称能力を100%発揮できる室内機の接続のうち、室内機の呼称能力の合計と室外機の呼称冷房能力の比が1又は1の間近となるものを選定する。

(2) 1 (3)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格B8616(2006)に規定する方法により算出した数値とする。ただし、28.0キロワット超のものについては、室外機に接続する室内機の台数を、室外機の能力に応じた台数によって測定する。

(3) 1 (4)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格C9612(2013)附属書B又は附属書Eに規定する方法により算出した数値（室内機1台の冷房能力が10キロワット超のものについては、日本産業規格C9612(2013)附属書Bの規定に準拠して算出した数値）とする。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。ただし、2の規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日経済産業省告示第269号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。ただし、第1条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第2条から第8条まで（題名の

改正規定に限る。)第10条、第11条(エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1—1の改正規定を除く。)及び第12条から第30条まで(題名の改正規定に限る。)の規定は、平成25年12月28日から施行する。

改正文 (平成28年3月28日経済産業省告示第60号) 抄
平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日経済産業省告示第54号)

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。

附 則 (平成31年3月29日経済産業省告示第68号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日経済産業省告示第46号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

附 則 (令和4年5月31日経済産業省告示第128号)

この告示は、令和4年6月1日から施行する。